

内閣府設置法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

地方公共団体が地域の実情に即した事業又は事務をよりの確に実施することができるようにするために創設された地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関する事務について引き続き内閣府の所掌事務とするため、これを削除する規定を削除すること。